

身体拘束マニュアル

○「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）」

身体拘束適正化検討委員会は、事業所の職員で構成し、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正対応策を担当する者を決めています。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用を考えています。

1. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

(1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

2. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体的拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の方法を講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3)記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束の解除し、利用者・家族等に報告する。

○身体拘束等の禁止について

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。